

三条 法人会だより

もっと、いい会社であるために。

平成25.2.1

第29号

公益社団法人

三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

[sanjohojinkai.or.jp/](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 成田秀雄

(題字 顧問 宮原松雄)



田上町の新しい特産品！

田上町農商工連携地域協議会(事務局:田上町産業振興課内)・委員会が中心となり、町民を対象とした特産品に関するアンケート調査で評価の高かった、町の地域資源を使った特産品開発を行っております。

平成23年、24年にかけて、田上町産のブランド梅「越乃梅」とル・レクチュを使った商品開発に取り組んでおり、現在左から「越のかりんこ梅」「越の梅ドレッシング」「ルレクチュドレッシング」「越の梅味噌」「越の梅旨み醤油」の5品目の開発をしております。また、贈答品にも使えるように箱詰め商品も開発しております。

地元田上生まれの農産物を使った商品を是非ご賞味下さい。

 法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中

迎春 ～2013 年頭ご挨拶～



2013年の干支は、
『癸巳(みずのとみ、きし)』
の年です。

公益社団法人三条法人会
会長 馬場 信彦

新春のお慶びを申し上げます。今年の十干は、「癸(みずのと)」で、甲・乙・丙の10番目です。十二支は「巳(み・し)」で、「十干十二支」の組み合わせは60年で一周しますが、本年は30番目の年「癸巳(みずのとみ、きし)」の年です。「癸」は、「揆」の意味で、謀ごとを意味し、植物の内部に出来た種子が大きさを測れるまで大きくなった状態を表しています。「巳」は、十二支の6番目の「ヘビ」で、生命力が強く「命」のシンボルとして、稲作の守り神として信仰されており、そのことから財産の守り神にも崇められています。「命」のシンボル、財産の守り神であります巳年にあやかって頑張しましょう。

さて、少子高齢化と人口減少が始まっておりますが、お気付きですか。私の仕事で出版業があります。戦後に混乱した時代に一時まともな教科書が無かったことがありました。その当時、新潟県立教育研究所の若手の先生方の協力を得て、県下の小学生から使っていただくために社会科の副読本『わたしたちの町や村と新潟県』の刊行を始めました。現在は、『わたしたちの新潟県』と書名が変わっていますが、継続して刊行しております。新潟県の小学校の児童数は昭和33年がピークで392千名、昭和48年には214千名。

平成23年には124千名とピーク時と比較すると1/3強となっています。このことは、購入していただく児童が減って行くであろうと思うからです。

20代～39歳の女性は今後も減り、今後50年で1/3近くまで落ち込みます。「女性が子どもを産まないのだから」、「生む女性がいらないことに気付くべきだ」といわれています。今までのビジネスモデルは、外国の技術を導入して沢山生産し、薄利多売で外国に売って来たからで、少子化で労働人口が減少すれば供給が減少しコストが上がり、仕事ができなくなります。かつて日本に負けた欧米がやったように、高品質でしかも特許などがあり、まねの出来ない独創的な製品を作りだして行くことが出来なければ、座して死を待つことになると思います。ぜひ、安倍新政権で国内でのグローバル化を目指す、「モノづくりの方向性」を示して欲しいと思います。

最後になりましたが、法人会の運営については、事務局と試行錯誤しながら各地区会・親会の事業の見直しを進めているところであります。各地区には歴史と伝統があり、画一的に進めることが難しいため、現場対応をしながら前向きに進めております。最終目標は、『組織が一つ』を目指して努力してまいりますので、更なるご指導・ご支援・ご協力をお願い申し上げ、新年の挨拶とします。



新年のご挨拶

三条税務署
署長 瀧澤 富夫

年頭に当たり、謹んで新年の祝詞を申し上げます。公益社団法人三条法人会の会員の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

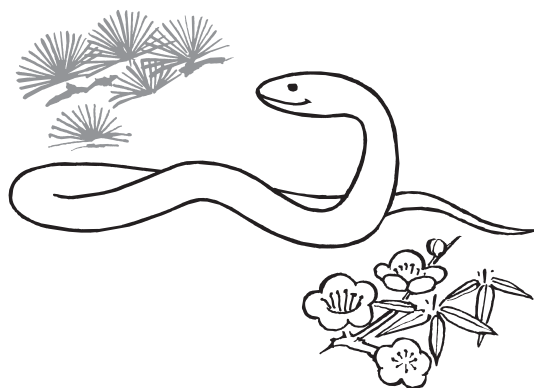
旧年中は、馬場会長を初めとする役員及び会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、三条法人会におかれましては、常日頃から役員及び事務局を通じて積極的にe-Taxの利用勧奨や広報活動に取り組んでいただき大変感謝いたしております。税務署では、これから、平成24年分所得税等の確定申告の時期を迎えます。会員の皆様方には、従業員で医療費控除等の確定申告書を提出される方がおられましたら、ぜひe-Tax又は国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成いただきますようご指導をお願い申し上げます。

ところで、三条法人会は、昨年4月に公益社団法人に移行されて、初めての新年を迎えられたわけですが、今後益々、公益性の高い社会貢献活動を積極的に実施されるとともに、各種研修会の開催や租税教育活動など、意欲的な会活動を行われることと思います。

このような様々な活動に対しまして、税務署といたしましても非常に心強く感じると同時に、できる限りの協力をさせていただき所存でありますので、皆様方におかれましては、今後とも税務の良き理解者として積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人 三条法人会 正副会長会議・理事会の開催



平成24年9月20日(木)、三条市旭町「二州楼会議室」において、正副会長会議並びに理事会を開催した。

議題は、①公益法人移行後の事業運営について②専務理事退任に伴う退職金の支払いについて③その他の3件について協議を行いました。

公益法人に移行したことにより、会計処理が大きく変わり、従来の事業実施、会計処理をこのまま進めていくと、恒常的に単年度収支で毎年赤字の決算と

ならざるを得ない状況等が報告された。

今後の方針として、組織の在り方、事業の実施方法を含め、会計処理全体の見直しを行う必要があることから、親会の役員、各地区会の役員、事務局を含めて、具体的な協議、相談が必要であり、組織等基本部分に係る件については、理事会等の承認をえながら進めていくこと等その見直しの方向性が承認された。

平成24年度 合同納税表彰式

「税を考える週間」行事に挙行される、恒例の合同納税表彰式が11月12日、燕三条地場産業振興センターにおいて、多数の来賓、関係者出席のもとに行われました。

三条法人会関係者の受賞者をご紹介します。

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税知識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与された。また、法人会長表彰も行われ、優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与された。受賞された優良経理担当者は次のとおりです。

★三条税務署長
表彰受賞者
(敬称略)

(公社) 三条法人会
理事 佐藤敏夫



★公益社団法人 三条法人会長表彰受賞者 (優良経理担当者表彰) (敬称略)

○三条地区会

(株)佐藤産業	地 野 幸 子
(株)佐藤産業	菅 井 愛 子
(株)スノーピーク	山 井 佳 子
(株)コロナ	難 波 陽 子
(株)コロナ	金 井 真由美
(株)鈴幸組	地 野 多美子

○見附地区会

(有)井カラシ	五十嵐 久 子
---------	---------



優良経理担当者表彰受賞者

第2回法人会実務講座の開催 人事・労務・福利厚生関連の税務処理

(公社)三条法人会では、去る10月24日(水)午後1時30分から、税に関する2回目の実務講座を開催した。

講師は、公益法人アドバイザーでもある、中島祥貴税理士事務所の中島祥貴所長より旅費、通勤費、慶弔費、福利厚生費等処理について、事例に基づき、日常頻繁に問題となる事柄を中心に、その処理方法や対応策を最近の税務調査の指摘も踏まえて振り返りながら、わかりやすく説明を受けた。



租 税 教 室 の 開 催



当法人会では、税務当局のご協力をいただき次代を担う生徒たちに税の仕組みや税の大切さを理解して頂くため、管内高校5校で開催し税のまんが本、蛍光ペンを配布し租税教室を開催し好評を得た。又、当法人会も参画する租税教育推進協議会では、小学校21校、中学校7校でも租税教室を開催し、小学生にはDVDによる説明と税務署職員、税理士会の先生、三条地域

振興局職員、市職員からわかりやすい説明を行い好評であった。

高校生の租税教室開催状況

平成24年10月15日	見附市	日本海星高等学校	2クラス	60名
平成24年10月24日	加茂市	加茂暁星高等学校	4クラス	106名
平成24年10月29日	三条市	三条高等学校	1クラス	41名
平成24年11月 7日	三条市	三条商業高等学校	6クラス	200名
平成24年11月15日	三条市	新潟県央工業高等学校	5クラス	198名

中学校

三条市	第三・大崎中学校
加茂市	葵・若宮・七谷
加茂市	須田中学校

小学校

三条市	須頃・井栗・西鱈田・栄中央・大島・条南・大崎・上林・大浦・月岡小学校
見附市	見附第二・田井小学校
加茂市	須田・加茂南・加茂西・石川・下条・七谷・加茂小学校
田上町	田上・羽生田小学校

海外取引企業の為のリスクマネジメントセミナー

中国における製造物責任の現状とリスク対策セミナー

講師 A I U海外プラクティスチーム 吉竹 豪氏
A I U海外プラクティスチーム 菱川 幸子氏

平成24年11月21日、(株)遠藤リスクコンサルティング主催、A I U保険会社共催、(公社)三条法人会三条地区会と(公社)燕西蒲法人会協賛によるセミナーを開催した。

第一部では、A I U海外プラクティスチーム、吉竹豪氏より、中国における消費者保護の動きの現状と題し、PL法とPL保険、日本企業のアジア進出、中国の社会環境とPL事情等中国に製品を輸出する際の具体的な注意点や事故事例などの情報説明を受け、第二部では、A I U海外プラクティスチーム、菱川幸子氏からは、事故事例から見た企業防衛の方法と題し、過去の事故事例、訴訟事例等の説明を受けるとともに、実際に事故が起きたらどう対応するかについての説明を聞いた。

当日は30名の参加者があり質疑では、企業が今抱えている具体例を挙げ多くの質疑があった。



～税制改正に関する提言書を地元国会議員・市長・議長へ提出～



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会の要望事項を県連単位で集約し、税制委員会で検討し取りまとめ、全法連の理事会の承認を経てまとめたものです。三条法人会では、提言書を去る12月14日馬場信彦会長、外山浩玲税制委員長と事務局で國定勇人市長、熊倉均市議会議長を訪ね直接提言書を手渡し、主旨説明を伝えると共に、地方税法の関係では固定資産税等の負担軽減についても要望を行った。

引き続き12月27日菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね提言書を手渡し、併せて主旨を説明し要望を行いました。



● ～平成-25 年度税制改正に関するスローガン～・(項目の抜粋) ●

(総 論)

○待ったなし。国・地方とも

聖域なき行政改革の断行を!

○活力ある経済社会の実現を目指し、

抜本的な税制改革を!

○予算の迅速な執行など、

万全な体制により被災地の早期復興を!

○所得税は広く薄く負担を求め、

努力した人が報われる税制の構築を!

○わが国企業の国際競争力確保のためにも、

さらなる法人税率の引き下げを!

○地域の活性化・雇用確保に資するためにも、

欧米並みの本格的な事業継承税制を!

○増税だけに頼るのではなく、

徹底した歳出削減の実施を!

○地方分権の推進のため、

三位一体改革の更なる徹底を!

○年金・医療・介護制度について改革を断行し、

持続可能な社会保障制度の確立を!

平成25年度税制改正に関する提言 (要約)

<基本的な課題>

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

- 1 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方
- 2 消費税引き上げに伴う対応措置
- 3 財政健全化に向けて
- 4 行政改革の徹底
- 5 今後の税制改革のあり方
- 6 共通番号制度の導入について

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人税率の引き下げ
- 2 事業承継税制の拡充
- 3 中小企業の活性化に資する税制措置

III. 国と地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

<税目別の具体的意見>

所得税関係

1 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
- (2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべきである。
- (3) 各種控除制度の見直し
- (4) 個人住民税の均等割りは、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

2 少子化対策

3 金融所得一体課税

法人税関係

1 同族会社の保留金課税制度の廃止

- 2 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない。

相続税・贈与税関係

- 1 相続税の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき。

消費税関係

1 消費税の滞納防止

地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的な見直しを求める。
固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本の見直しを求める。
- ① 宅地の評価は「収益還元価格」で評価すべき
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき。
- ③ 償却資産の評価は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき、また、将来的には償却資産に対する課税廃止も検討すべき。
- ④ 土地の評価は行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。
- 2 事業所税は二重課税であり、廃止を求める。
- 3 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき。
- 4 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきではない。

その他

- 1 配当に対する二重課税の排除
- 2 電子申告について

青年部会の活動



青年部会経営戦略セミナー

青年部会長 長岡 信治



24年11月22日(木)に三条市「饞心亭お・乃」において、経営戦略セミナーを開催しました。

講師として、フリージャーナリストとして活躍されている、上杉隆氏を迎え、「この国の問題点～続・上杉隆の40字で答えなさい」のテーマで講演をいただいた。

日本の報道の実態・問題点について、東日本大震災による福島原発の事故報道の実例等に基づき、実際のメディアの報道の現状から真実の報道がされていない、様々な問題があると指摘された。フリーランスは記者会見場にも入れない仕組みになっている、結果として真実を伝えられなかった。

東京に駐在する世界のメディアも10年前の五分之一に減少している、日本にいても発表される内容からは真相がつかめない、日本にいても情報取れないということ。海外メディアも最近では、中国、香港、シンガポール、ソウル等に情報収集拠点を移している。

現在の報道現場の実態について具体的な事例により大変興味深い話が聞けた。

女性部会の活動



「セミナー&やさしい税金教室」の開催

女性部会長 長谷川 彩子



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として毎年三条税務署長、署幹部の方々、のご指導で「やさしい税金教室」を開催しています。

今年も11月28日(水)三条市ロイヤルホテルで開催した。第一部は(株)モアクリエイション代表取締役の柴田光栄氏より「老舗に学ぶ経営のポイント」と題し講演をいただいた。長寿企業・なぜ続くのか・どこにポイントがあるのか、実態調査から、100年以上続いている企業は日本は約55,000社、ドイツは3,000社であり、日本は大変多い。一方企業の寿命は日本は約52年、アメリカは約24年である。一人の社長の任期は約28年、したがって3代目が難しいということもこの辺から言われることと思う。

伝統の維持は革新の連続であり、長寿企業といわれる老舗ほど、環境・時代・顧客ニーズに合わせた新しい商品価値の提供をし、個性・らしさを明らかにして、常に強みを作っている。企業の実態調査に基づく内容により老舗経営のポイントをわかりやすく聞いた。

第二部は、三条税務署長の瀧澤富夫氏より「税金よもやま話」と題し国税通則法の改正の内容について、詳細説明を聞くと共に、署長自身の税務調査の実体験の事例も含めてわかりやすい話を聞いた。その後の、「身近な税金問題について」と題し座談会を開催、参加者から、法人会の会員シールは効果があるのか、事前通告なしで調査に入られたが等鋭い質問にも丁寧にお答えいただき本音の意見交換ができた。



三条市社会福祉協議会にタオルの寄贈

女性部会(長谷川彩子部会長97名)では、地域社会貢献活動の一環として、去る12月26日三条市東本成寺、社会福祉法人三条市社会福祉協議会に長谷川部会長、小越副部会長、事務局の3名がタオル600本を持参、小林事務局長にお渡しした。

小林事務局長からは、福祉施設ではタオルはいくらあっても足りない状況で大変助かります、有効に活用させていただきますと、感謝の言葉をいただいた。

企業訪問

越後長野温泉 妙凜和楽 嵐溪荘



【会社の概要】

- 代表者 代表取締役 大竹 啓五
- 創業 昭和2年
- 住所 〒955-0132 新潟県三条市長野 1450
電話 0256-47-2211 FAX 0256-47-2216
- 資本金 3000万円
- 従業員数 男性11名 女性10名
- 事業内容 温泉旅館
- e-mail onsen@rankei.com
- URL <http://www.rankei.com/>

三条市の奥座敷(旧下田村)に守門岳、八十里越えの山々に源を発する守門川の流れのほとり、山間の溪流沿いに立つ「嵐溪荘」を訪問した。3000坪の敷地に、本館「緑風館」と渡り廊下で結ばれた木造「りんどう館」、鉄筋3階建て「溪流館」の3棟の建物で客室は計17室がある。

本館「緑風館」は昭和8年頃、燕駅前にあった旅館を移築したもので、木造3階建ての入母屋造、棧瓦葺き屋根部分に案望楼を載せている。築80年を数え、平成24年8月、国の有形文化財に登録された歴史ある温泉旅館である。

平成23年7月の集中豪雨で川が氾濫し、旅館のシンボルでもあった「吊り橋」が壊れ、館内は1m程浸水する大打撃を受けたが、従業員や地域の人々等たくさんの人の懸命な努力と気力で、水害発生から12日目には復旧を果たした。(※川の復旧工事が進行中である為、吊り橋が架かるのは数年先である。)



温泉は自家源泉が2本、男女別の内湯、露天風呂のほか、無料の貸切風呂が二つある。
泉質はナトリウム塩化物冷鉱泉(高張性 中性 冷鉱泉)。
塩分が入っているので、身体がつるつとしてお肌に良い。
皮膚病、切り傷、冷え性、婦人病、神経痛、肩こり、疲労回復に効果があると言われている。

料理は山菜や川魚など地元の素材をベースに季節の旬を取り入れた田舎料理が中心であるが、利用客の要望にも応じてくれる。
また、お祝い事や、忘新年会、会議なども開催できる宴会場も備えているので少人数～団体客まで幅広い対応が可能である。



当館の最大の強みは、お金では買えない「自然の豊かさ」にある。周りには何もない秘湯の一軒宿であるが、冬でも道路は整備されており、車で行くにも心配はいらない。春夏秋冬、四季折々に其々の風情を見せてくれる。「情緒豊かな自然と温泉」、「心のこもった料理とおもてなし」この絶妙な調和が旅人の心と身体を癒してくれる。

＝社長への取材を終えて＝

「暫くこのままゆっくりとしていたい」 そんな気分になる温泉旅館である。

生 き る ～ 健康法・趣味～



「大人の休日」

原山化成工業株式会社

代表取締役 原山 義史 様

9月の休日に太宰 治(修治)の生家を訪ねる旅に出ました。

出発地は見附駅 目的地は金木駅 935.1Km
7時間30分の旅です。

五所川原よりの2両編成の津軽鉄道(冬はストーブ列車)ではガイドさんが周辺の観光案内をされ東日本大震災の状況・津軽三味線・馬の産地・四季の暮らしなど遠くへ来たことを実感しました。

金木駅からはまず妻子をつれ1年3ヶ月疎開暮らしをした「太宰 治 疎開の家」へ。家主の解説で太宰が主筆した机でポーズを取り、非凡な人生を歩んだ中での幸せな時代を知った。

その後生家「斜陽館」へ 津島家の財力と修治を育んだ家・環境を垣間見ることが出来ました。

自由奔放な生き方を影で支えていたのはやはり津島家でありました。一代で油売りから大地主へさらに貴族院議員へ登り詰めた父そして大財閥の6男として封建社会に反発する修治、(人からうしろ指を差されるような愚行を演じたのは私ひとりであった。苦悩の年鑑より) そんな修治を暖かく迎える家族。現代では親・兄弟さえも無関心になりがちですが、「寅さん」の映画のように実家・家族とは何かを考えさせられる旅でした。

自分の生い立ちの運命に反発しつつも津島家に頼らざるをえない自分。農地解放により没落する津島家と愛人と入水自殺する寂しがりやの修治。

散りゆく桜が美しいように津島家と自殺未遂、心中未遂、薬物中毒など病的な修治が美化されます。



ところで母・たねの部屋の銀の襖に書かれた漢文に「斜陽」の2文字があり、「斜陽館」の由来はこの「斜陽」から

時間を作った旅に出たいものです。 だそうです。

皆様もいかがですか。



活き活きとした毎日を送るために

有限会社 小池時計店 コイケメガネ

代表取締役 小池 俊木 様

気が付くと年男になります。男性は8の倍数の年齢で、身体に変化をもたらすなんていうことを聞いたことがあります。最近思うことは、アルコールが好きなので、つい調子に乗ってたくさん飲んでしまいますと、若い頃と違って、翌日に残ってしまうことが多くなってきた気がします。心当たりのある方はたくさんいらっしゃると思います。

「酒は百薬の長」なんて言いますが飲みすぎればただの毒。良薬は口に苦しとは逆に、悪薬は口に甘いと言うか、やはり美味しく感じるのでしょうか?毎度、健康診断の結果を見ると、いろんな数値が気になるようになりましたが、その都度、医師から返ってくる答えは決まったように、体重を落とせば良くなると言われます。

要するに運動不足によるカロリーオーバーが原因ではないかと思われます。運動をしたり、食べる量を減らしたり、気の持ちようだと思いますが、そう簡単にできることではありません。

大した趣味はありませんが、私は旅行をすることが好きです。そして、食文化を楽しむことです。当然ながら外国でも国内でもその地域のアルコールがあります。もちろん多少の好き嫌いや当たりはずれがありますが、とりあえず試してみることです。ビールにしてもその国で飲むから美味しいとか、お酒にしてもその地域で飲むから美味しいとか、要するに、そこで人と交わり空気に触れながら楽しむから美味しく感じるわけです。

日本酒のお燗の仕方、ワインや焼酎等、いずれにしても凝り始めると限りがありませんから、常に程々を心掛けながら、飲み過ぎず、また、吞まれないように、美味しいお酒をいただき、そして、気分を切り替えて、この地域の皆様のためのお役に立つ仕事に取り組んで参りたいと思います。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて昨年末、政権交代がなされ、日本も新たな道を歩み始め、政治、経済等いろいろな局面で大きなうねりが続いているように思います。三条法人会も公益社団法人としてスタートしてから半年以上たちました。今回の法人会だよりでは新しく生まれ変わった三条法人会の情報、活動などを皆様にわかりやすくお伝えできればと、編集委員一同一生懸命企画いたしました。如何でしたでしょうか。

まだまだ寒い日が続きます。会員の皆様にはくれぐれも風邪等にご注意され、健やかにこの冬を乗り切っていただければと祈念して筆をおきます。

(総務広報委員長 成田秀雄)

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。



税 務 署

青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU保険会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068

新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2

TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256

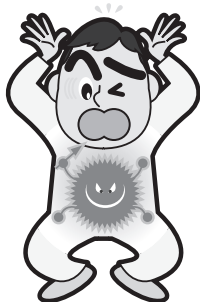
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

**法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。**

がん保険なら



— 法人会 —

**生きるための
がん保険** デイズ
Days

医療保険なら



— 法人会 —

もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac **アフラック**
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新潟支社

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



新潟支社 三条営業所/三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045



AIU保険会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214-2
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231